

国民健康保険の一部負担金等減免について

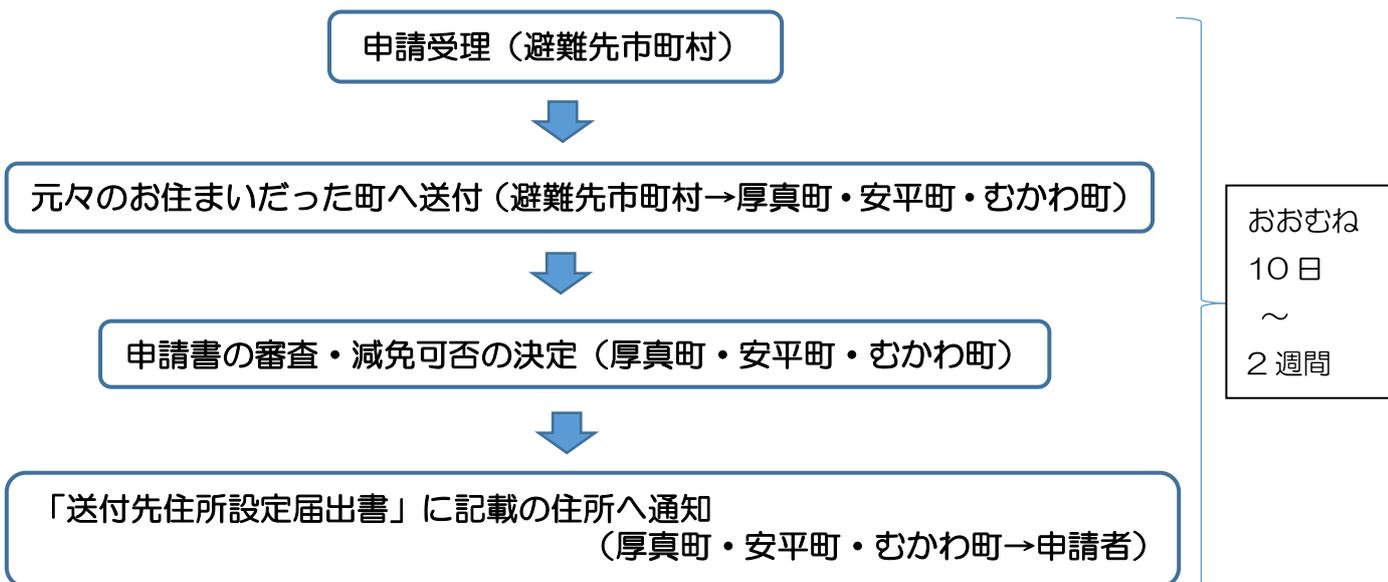
胆振東部地震で被害が大きかった3町（厚真町・安平町・むかわ町）にお住まいで国民健康保険に加入されている方については、以下の要件に該当する場合、医療機関等で支払う一部負担金等が免除されます。

- 【対象者】
- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした者
 - ② 世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った者
 - ③ 世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④ 世帯の主たる生計維持者が事業または業務を休廃止した者
 - ⑤ 世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い者

また、上記①に該当し、罹災証明書をお持ちの方は、この減免申請を3町以外の他市町村または広域連合の国保の窓口でも提出することができます。

- 【必要書類】
- ① 一部負担金等減免申請書（窓口にあります）
 - ② 罹災証明書
 - ③ 送付先住所設定届出書（窓口にあります）
 - ③ 本人確認できる書類
 - ④ 印鑑
 - ⑤ 代理人が申請に来る場合、本人の委任状

申請を提出された場合、以下の流れで減免の決定を行います。



今後のお問い合わせはそれぞれの連絡先までお願いします。

厚真町 町民福祉課 0145-26-7871 むかわ町 町民生活課 0145-42-2414
安平町 健康福祉課 0145-29-7072